

昭和三八年四月	昭和四二年四月	西成区天下茶屋三ノ一二三	近江己記夫
昭和四二年四月	現在	西成区梅南通八ノ八	内村作二
昭和四二年四月	現在	西成区花園町三三	中尾安夫
昭和四二年四月	現在	西成区今池町五五ノ三	柳井伝八

第二編 各 説

第一章 土木事業

一 道路

紀州街道

当区において、古来の街道として有名なものに紀州街道（住吉街道ともいう）があるが、この街道が重要性をおびてきたのは戦国時代石山合戦の頃からで、それまではほぼ上町丘陵の屋稜線を走る阿部野街道によって住吉詣、熊野詣などが行なわれた。足利時代末期街道沿いは未だ海岸線に近く、白砂青松の風景をめでながら人々が往来したことと思われる。摂津名所図会大成巻之七につきの記事がある。

○天下茶屋 住吉街道にあり、もと此里は勝間村の出在家なれども世に天下茶屋村といひならわせり
伝云往昔臣秀吉公廻政所に御往来の時此地の茶店に於て御休息ありて御茶を召上られ風景を賞し給ふよりして終に地名を天下茶屋と言ならわせしとぞ。又此街道も豊公の御時にひらき給ふよ

し故に今尚新道といへり。いにしへは阿部野街道を以て紀泉両国への官道たり。さる程に盛衰記太平記等に見たるは皆阿部野街道なり

○住吉街道 今宮新家

此街道は浪華より紀泉両国の通路にして旅人の往来は絶ゆることなく堺の魚荷は歩徒跌にて亩をかけり。住吉の詣人は道くさに時をうつす。わけて毎月卯の日には貴賤群參していとぎわしまた街道の道筋について住吉名所圖会卷之三に

○住吉参道案内



國道十九号線

この今宮札の辻（現在の恵比須町交叉点の

札の辻

東は天王寺行当りを
西は今宮西へ一丁ゆけば今宮村札の辻を左へ一
筋道則本街道なり

心斎橋通りを南へ心斎ばし渡りすぐ野
へ出る難波なんばの御藏前を今宮へ出
る左の方廣田の社蛭子社右の方に有東
へ行けば右の札の辻へ出る是より右の
本街道なり

西の辻）から今宮新家（水茶屋があった）・天下茶屋・住吉・安立を経て堺・紀州に至るものであつた。明治に入つてこの街道は国道二十九号紀州街道といわれ、国道十六号線出現まで主要の道路であつた。

そしていま一つ江戸時代難波より木津を経て粉浜中在家（住吉区粉浜西之町）に入つて紀州街道と合する勝間街道があつた。この道は道頓堀を西へ橋を渡り鉄眼寺・木津の大黒社に詣でて願泉寺西を住

吉に至るもので、一般に願泉寺南の法華茶屋から勝間街道といわれた。

法華茶屋　願泉寺西側の道を南へ行くと道が二つに分れ、左の道を行けば木津の墓へ行き、右側を行くと勝間街道でその分れ道にあるのが法華茶屋であった。

右の幹線道路はいすれも南北線であつたが、東西線としては、僅かに聖天坂を東する天下茶屋街道など（幅一間）があつたが、特記のものはなかつた。

かくてその他の道路は曲りくねつた幅員勝せまい農道程度の文字通り羊腸の道であつたため、今宮村では急激な住宅・工場の増加に対処して、明治四四年四月第一耕地整

今宮の耕地

理組合、大正九年三月第二耕地整理組合の事業を完成、幅員三間ないし二間の整然とした街衢を完成了。しかしこれらの道路もただ田畠の間に区画されただけで、降雨の際は泥だらけで歩行にも困難するものが多く、大阪市に編入されるまでの各町村の道路は、さきの紀州街道（国道二九号路線）のほか二、三の府道のほか各町村が急激な人口増加を迎えて道路・下水に力を入れはじめたにかかわらず、町村道としては見るべきものがなかつた。

他方大阪市でも第一次世界大戦後の急激な発展膨脹に対し、自然のままに放置することは、衛生上からも防火などの上からも到底許されぬところから、大正六年四月都市改良計画調査会をつくり鋭意研究の結果、八年一二月はじめて近代的都市計画としての市区改正設計を決定した。そしてその翌年都市計画法と市街地建築物法の施行に伴ない、上述の市区改正設計のうち実施を要するものだけを選んで、これを事業として実施することとした。これが一〇年三月一九日内閣認可を得た第一次都市計画事業で、その後数次の変更が加えられ、以来營々約二〇年の歳月と一億六二五〇余万円の巨額を投じて昭和一七年度にはほぼ完成した。この最初の都市計画で生まれたものは、御堂筋・松屋町筋などの四〇路線であったが、当区に関係するものとしてはつきの二路線であった。

路線名	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	竣工年月日	区内通過地
難波住吉線	自南区難波新地五番丁 至住吉区住吉公園	二七・三〇 七四〇・〇〇	五、九七七・九四 昭和一五・四・三〇	地下鉄三号線路上	
紀州街道線	自浪速区日本橋筋三丁目二一・八〇 至西成区東今船町	一一・八〇 二、一五六・六八	二、一五六・六八 昭和一四・三・三一	東田町—今池町— 東今船町	

大阪都市計

ついで大正一四年四月東成・西成の両郡四四町村が新たに大阪市に編入された結果、これを機に全市計画区域にわたる総合的都市計画の要が痛感され、新たに街路・運河・公園・下水道および墓地に関する根本的な計画が樹てられた。これが昭和三年五月二九日内閣認可を得た大阪都市計画であるが、このうち緊急己むを得ない街路の新設および拡築、並びに路面の舗装などとしてまとめられたのが、昭和七年一〇月二八日内閣認可を受けた第二次都市計画事業である。そしてさらにその後の發展から事業とされたものが、昭和一二年三月二日内閣認可を得た第三次都市計画事業であった。しかしこれらの二者は中途戦争期に入つたため、一部竣工あるいは未着手または計画街路のままのものが可なりあつた。

第二都市計画事業

路線名	区間	幅員(メートル)	竣工年度	完成区間
今宮平野線	自東四条三丁目 至天王寺町	二五 一四〇	昭和一〇年度	自東四条三丁目 至阿倍野線
阿倍野木津川線	自松田町一丁目 至花園町	一五 一五	昭和一〇年度	自松田町一丁目 至難波住吉線

第三次都市計画事業

平野柴谷線	自住吉町 至粉浜本町一丁目	二五	着工に至らず
-------	------------------	----	--------

計画街路

復興都市計画

平野木津線

自有楽町
至津守町三三一
二五

今池帝塚山線

自東今船町
至北畠西一丁目

二二一

木津川駅前線

自津守町阪堺電鉄線
至津守町木津川駅前

一五

今宮玉出線

自出城通五丁目
至潮路通一丁目

一一

湊町今宮線

自元町一丁目
至出城通一丁目

一一

復興都市計画

ところが今次戦争によつて、本市の被害は面積の上でも二七パーセントにあたる五〇キロを焼失し、三一万戸が焼失し全く様相を一変するに至つたが、一面においてこの機に従来の都市計画の欠点を是正し、従来の街路計画その他を根本的に検討し都市百年の計画を樹立するに要があつた。これが二一年五月二二日内閣認可を受けた復興都市計画で、そのうち街路計画（二五年三月再検討により全面的に変更追加）としてあげられたものはつきのものであった。

復興都市計画街路（昭和二五年三月）

路線名	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)区内経過地
尼崎堺線	自西淀川区仙町二丁目 至住吉区南加賀屋町	五〇 一七	一四、九五〇 北開—南開—津守町
尼崎平野線 (第二阪神国道)	自西淀川区佃町七丁目 至東住吉区平野本町一丁目	五〇 一三	一六、一九〇 北開—西四条三丁目一丁目 東入舟町—山王町一丁目

こうした都市計画街路の完成については、戦災地区は戦災復興土地区画整理事業により、戦災地区以外は一般都市計画事業によつて実施された。そして前者は区画整理による換地によつて道路用地が取得され、後者は買収によつて用地を取得するのがその特徴であったが、一部を除いて着々完成し、新しい広い舗装道路が出現した。また最近の都市交通に対処するためには、右のような平面的道路の拡張・建設だけでは限界があり、その打開策としては高速道路の建設が必要となつてきた。このため本市では都市の再開発、市内交通の円滑化、輸送力の増強、交通事故の減少のため高速道路計画を樹てたが、当区関係のものとしてはつぎのものがある。

路線	区間	主な経過地	延長(メートル)	工費(百万円)
大阪四号線	自南区高津一番丁 至住吉区住之江町	桜川町、十三間堀川	九、二八〇	一七、九九一

阪神高速道

なお経過地の選定については、市街地の土地利用を十分に考慮し家屋の密集地をさけるとともに、治水・利水上支障のない河川や広い幅員の道路を利用するよう計画され、その構造も高架式または掘割式とされている。

国府道および主要地方道

さらに道路法では一級国道・二級国道・主要地方道の定めがあり、本市は指定市の一つとして、一・二級国道は市長が、府道および市道は市が管理しているが、こうした幹線道路の区内関係のものはつぎの通りである。

種別	名 称	起 点	終 点	幅 员 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一級国道	二六号線	大阪市 和歌山市	二七・二 四三・六	一一、四三二	三〇、〇〇〇	難波住吉線と重複
"	四三号線 (第二阪神国道)	大阪市 神戸市	四〇 四五〇	一一、〇四九	尼崎・平野線と重複	
指定主要市道	尼崎 堺線	福島区茶園町 住吉区浜口町				

備考 一級二級国道の区別は昭和三九年七月九日法律第一六三号により改正され、昭和四〇年四月一日から1高級自動車国道2一般国道3都道府県道4市町村道の別となつた。

右のほか道路交通を広域的にとりあげ、大阪府を単位として計画された新十大放射三環状線があるが、これは大阪市を中心とする放射環状交通が都市形態として当然に考えられ、道路計画として現

在発達している放射線を一層増強するとともに、中心部の交通混亂を少なくするためのものである。これらは本市内部路線については都市計画街路と重複しているが、当区内のものとしてつぎのものがある。

路線名	区 間	本市都市計画街路	幅 员 (メートル)	延 長 (メートル)
第 二 阪神国道	自西成区西四条 至西淀川区佃町 七丁目	尼 平野 崎	四〇 四五〇	九、八〇〇
大 原 線	自西成区西四条 (国道二六号線) 至柏原市 (国道二五号線)	尼 平野 崎	二五 三四〇	一四、四〇〇
阪 第 二 和 線	自西成区津守町 至田尻町(国道二六号線)	尼崎 堺線	二五 六〇	三六、六〇〇

二 戦災復興土地区画整理事業

本市は市域の二九パーセントにあたる五四・三五方キロの戦災をうけたため、この復興のため二〇年一二月閣議決定の「戦災地復興計画基本方針」に則り、既述のように都市計画に再検討を加えるとともに、羅災地の一部を戦災復興土地区画整理区域に編入し、土地区画整理を行なうこととした。当区関係では秋之茶屋・天下茶屋・玉出・元木津の四工区に実施せられることとなり、その整理前後の

状況はつきの通りである。

換地地区名	総面積 坪	平均減削率 %	道路 坪	整理前		整理後		府知事認可	仮換地指定
				公園	宅地	道路	公園		
萩之茶屋	兎、八〇	五・四	一・五	○	森、六・八	西、六・九	坪	四・三	西・五・三
天下茶屋	二・七、〇〇	三・六	一〇、三三	〇	二九、七三	西、三元	坪	六・六七	西・六・元
玉出	三、三〇	五・七	八、〇〇	〇	一、四四	三、二七	坪	六・〇九	西・一・〇
元木津	二六、九〇	三・六	六、九七	〇	兎、四・〇	元、六・六	三・四	森、七・六	西・一・〇

最後に都市計画に関連し、土地の合理的利用のため用途地域の指定が行なわれているが、当区関係の最新用途地域は、昭和四〇年一月一三日告示され、同年二月二日から施行されたもので、その概要是つきのとおりである。

一 住 宅 地 域

西今舟町、甲岸町、曳舟町、三日路町、苔山町、南神合町、北神合町、東四条一、二丁目、松通一丁目、橋通一丁目、柳通三、六丁目、汐路通一、三丁目、新開通一、三丁目、千本通三、六丁目、田端通一、四丁目、玉出新町通四丁目、玉出本通四丁目、姫松通一丁目、辰巳通一丁目、有楽町、松原通、南海通、岸松通、聖天下、天神森、天下茶屋、松田町二丁目、粉浜東之町一丁目の全部

東今舟町、海道町、東入舟町、東萩町、西入舟町、南吉田町、北吉田町、西皿池町、東四条三丁目、西四条一、二丁目、梅南通一丁目、松通一丁目、橋通二丁目、桜通一、二丁目、柳通一、二丁目、汐路通四丁目、千本通一、二丁目、梅南通一丁目、松通一、二丁目、桜通一、二丁目、玉出新町通一、三丁目、玉出本通一丁目、柳通一、二丁目、姫松通一、三丁目、辰巳通一、二丁目、松田町一丁目の一部

一、二丁目、玉出新町通一、三丁目、玉出本通一、三丁目、姫松通一、三丁目、辰巳通一、三丁目、松田町二丁目の二部

二 商 業 地 域

東田町、今池町、花園町、西萩町、山王町一、四丁目の全部、東今舟町、海道町、東入舟町、東萩町、西入舟町、南吉田町、北吉田町、東皿池町、西皿池町、東四条三丁目、西四条一、三丁目、鶴見橋通一、八丁目、旭北通一、九丁目、旭北通一、八丁目、旭南通一、八丁目、梅通一丁目、梅南通一丁目、松通二丁目、橋通二、三丁目、桜通一、二丁目、柳通一、二丁目、千本通一、二丁目、玉出新町通一、三丁目、玉出本通一丁目、柳通一、三丁目、姫松通一、三丁目、辰巳通一、二丁目、松田町一丁目の二部

三 準 工 業 地 域

北開一、二丁目、中開一、三丁目、南開一、四丁目、出城通一、五丁目、長橋通一、五丁目、八、九丁目、鶴見橋北通一、八丁目、旭北通一、八丁目、旭南通一、八丁目、梅通一、九丁目、梅南通一、九丁目、松通三、九丁目、橋通四、九丁目、桜通八丁目、柳通七丁目、汐路通五丁目、新開通四丁目、千本通七丁目、田端通五丁目、玉出新町通五丁目、玉出本通五丁目、姫松通四丁目、津守町東八、九丁目、桜井町、粉浜西之町一丁目の全部、西四条一、二丁目、鶴見橋通一、八丁目、旭北通一丁目、旭南通一丁目、梅通一丁目、梅南通一丁目、松通二丁目、橋通一、三丁目、桜通一、七丁目、汐路通四丁目、辰巳通三丁目、津守町東五丁目の二部

四 工 業 地 域

北開三、四丁目、中開四、六丁目、南開五、八丁目、出城通六、九丁目、長橋通六、七丁目、津守町東一、四丁目、六、七丁目、津守町西一、八丁目の全部

南吉田町、東皿池町、津守町東五丁目の一部

二 河 川

現在区内を流れる河川としては、つきのものがある。

河川名	起 点	終 点	延長(メートル)	平均幅員(メートル)	面積(平方メートル)
本 津 川	左岸西区土佐堀南通五丁目 右岸昭和橋	大阪湾	八、六五七	一六九	一、四六〇、九八五
十三間堀川	(大和川) 住吉区西住之江七丁目	木津川	七、一八一	一二	八六、七七九
旧 七瀬川	左岸西城区津守町西一丁目 右岸浪速区西浜北通四丁目	木津川	三六五	一四	五、四九九

イ 木 津 川

木津川は淀川の流末にけおる一支部となつてゐるが、古くから大阪での船舶出入の要津であった。川の名は東岸に木津村があつたことから起り、昔から軍事上枢要として織田信長との石山本願寺合戦などで聞えた。現在の西成区出城通にはその際の木津砦とりでがあつたといわれ、その頃はこの付近が河口であつた。しかし両岸に新田が開墾され、川は年々下流にのびた。江戸時代の末期安政年間には外国船渡來の不安から安治川・木津川の川口に砲台がつくられ、また明治一年五月にはこの地に灯台が

建設された。しかし灯台は下流に平林理立地ができたため、現在は木津川尻南防波堤灯台に改められた。

木 津 港

萬 橋 舟 泊 木 津 川

一 點 燈 臨 墓 浦 波

東 語 西 音 互 相 問 明 朝 風 候 容 如 何

この木津川によつて津守および北加賀屋・柴谷は水運にめぐまれる理想的工業地帯となり、多くの大工場が建設されるに至つたが、特に佐野安・名村・藤永田等の大造船所が川に沿うて併立し、関西電力株式会社木津川発電所とともにたのもしい偉觀を呈してゐる。また川は大正橋・大浪橋より下流には橋がなく、市営による渡船で対岸と連絡するのみである。千本松渡付近の字地は十番といわれ、造船所が出現するまでには、堤に沿うて美しい松並木があり、千本松といわれて有名であった。

(河川法適用河川、大阪府知事管理、港湾区域重複河川、港湾管理者は大阪市長)

ロ 十 三 間 堀 川

十三間堀川

十三間堀川(一に十三間川)は、国道二六号線にかかる住吉区大和川大橋の東端で、大和川より分岐し、北流して醍川(市電の停留場芦原橋はこの川に架る橋であったが川は埋立られた)の下流七瀬川に会し、さらに木津川にそそぐものである。元禄二年(津守新田開発の年)にできたが、從来の説では幾内治

河の際有名な河村瑞軒の設計になつた運河であるといわれ、また十三間堀川の名はその幅員が一三間あつたからだと説明されている。（津守村誌等）

しかし元禄一五年の検地帳（白山殖産会社保存書類）によると

「内川、^{しまがみ}鳴頭より中在家浦迄二千三百十二間拾間」とあり、その他延享四年の新川願書控、津守新



田願書控にも一様に川幅十間となつてゐる。そして地主の費用で堀り立て、用水並びに屎尿船通船のため、中在家村

拾間堀

（粉浜）まで開さくされたことが書かれ、さらに宝永元年剣川先船通船のため、住吉神前先より新大和川まで堀られ、津守

掘新田の下作人共は拾間堀と唱えていたことが書かれている。

従つて若し川幅が十三間の場所がありとすると、高燈籠下の間長峠橋付近より大和川の間であろうかと思われる。なお当初

三検地帳の内川は十三間堀のことである。



十三間川は、いまは川幅僅かに三間ないし五、六間となつてゐるが、往時の地図よりすると、東岸が切りとられ、何時しか堤もなくなり住宅化したことが推測される。また現在では甚しく泥水となり、高速道路大阪四号線に利用される予定

となつてゐるが、明治の初年頃までは両岸に松の並木、楊柳などがあり、頗る風情にとみ大坂より樓船を浮べ、道頓堀川より船で住吉に遊ぶものが多かつた。

また、昭和二十五年九月三日関西を襲つたジェーン台風は高汐を伴つたため、当区内でも木津川と十三間堀との間の津守町一帯が瞬時に水浸しどなつた。このため地域の住民工場から、恒久的防汐堤を望む声が高くなり、二五年一一月西成区木津川並十三間堀川防汐堤完成促進同盟が結成され強力に府市に対し働きかけが行なわれ、防汐堤あるいは天津橋ポンプ場など築造された。そして三〇年七月一四日この完成を祝した記念碑が津守小学校前に建てられた。

（普通河川、大阪市長管理）

このほか七瀬川（普通河川）が木津川の分流としてあつたが、戦後埋立てられた。また入堀として南海鉄道所有の北津守入堀、越井電柱木材株式会社所有の中津守入堀、山田万次郎所有の南津守入堀があり、いずれも大阪府知事管理の防汐水門が設置されている。

三 橋 梁

橋梁

橋梁としては十三間堀川ほか木津川入堀さらには同運河、七瀬川その他井路に架るものとして区内に約三〇あるが、比較的小橋である。

十三間堀川

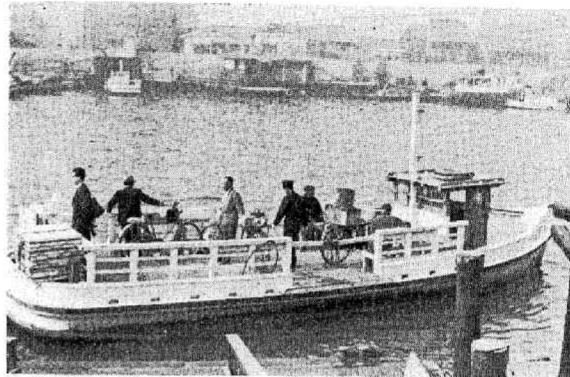
西成区史各説

一〇八

万才橋	木橋	一六・三〇メートル	汐津橋	鉄	九・五四
浜津橋	鉄	一四・一〇	国勢橋	木	一〇・〇〇
豊津橋	木	一三・一三	開津橋	木	八・一〇
長橋	鉄コ	一一・〇〇	天津橋	鉄	一一・六八
			梅南橋	木	一〇・七八
			松栄橋	木	一〇・〇〇
			木津川入堀	木	一〇・一〇
			下落合橋	鉄	一二・〇〇
			上宝橋	鉄	三七・〇〇
			七瀬川	鉄	高鐵橋
			渡本津川運河	鉄	鉄
			落津守橋	鉄	九・八五
			落	一八・四三	回生橋
			落		長崎橋
			落		木津橋
			落		梅津橋
			落		育英橋
			落		鶴見橋
			落		鐵コ
			落		九・四〇
			落		八・三〇
			落		八・一五
			落		一六・三〇
			落		一四・三七
			落		一〇・九〇

渡

船



落合 渡船

当区と大正区との境界を流れる木津川は、原則として無橋地帯で渡船によって結ばれている。木津川筋の渡船場は、難波島渡・落合上渡・落合下渡・千本松渡、船松渡があるが、当区関係の渡船場の概況は下記の通りである。

(昭和三七年推計)

渡船場名	船数	船夫	運航回数	渡船人員	自転車
落合上渡	機械船	三人	二〇〇回	二、三七、五五人	六九、四〇台
落合下渡	機械船	六人	二〇五回	一、〇七、六〇人	四三、四五台
千本松渡	機械船	三人	三九回	一、一五、四五人	二、六一、九〇台

第二章 農業

イ 区内農業状況

編入直前の農業状況

当区における農業は年々減少をたどるのみであるが、大正一四年大阪市編入直前の状況を西成郡役所編の郡勢要覧からみると、当初西成区に属した粉浜村、玉出町、津守村および今宮町の四ヶ町村の耕地面積は、田三五町、畠一三三町八反九畝で、これを町村別にみると、津守村以外の三ヶ町村には田が存在せず、畠が粉浜村に九町二反、玉出町に六〇町二反、今宮町に四九町四反九畝あった。そして津守村は新田の名が語る通り田が主で、田三五町、畠一四町であつた。このように前記三ヶ町村には田が皆無ということは、俗に畠場八ヶ村と称されたという点でもうなづけることで、畠場八ヶ村とは勝間・中在家・今在家・今宮・木津・難波・西高津・清堀(吉右衛門肝煎地)の八ヶ村を指している。当時の主要農産物は人参・甘藷・ネギ・ナスなどで、特に人参は俗に金時人参の名で親しまれ、いまもいくらかその名残りをとどめているようである。人参・甘藷の類が多いということは、この辺りの地質が砂質であり、現在も地下数尺掘れば砂地となり、これらの根菜類の栽培に適していたためである。元禄一五年(一七〇二)の開発である津守新田は殆んど灌漑を地下水に頼り、その東を流れる

現況 農業の



南 津 守 の 農 地

十三間堀川は、開発当時から悪水の排水用に使用されていた。

現在の農家は、主として津守方面にあって一部玉出方面に残っている程度で、この他畜産関係として今宮方面に点在している。区内農業は、宅地化、工場用地化等によって農地は減少し、また他産業の高度成長による農業との所得格差の増大による世帯要員の他産業への流出、労働力の不足等の悪条件が重なり農家は減少の一途を辿っており、畜産関係も乳牛・豚の飼育を業とするが、周囲を民家に取巻かれ、いすれは転地または転業を余儀なくされるものと思われる。戦後の農家戸数および農家人口ならびに経営耕地面積の推移をみると次頁の通りである。

いま昭和三八年度農業調査によつて区の農業的地位をみてみると、まず大阪市農家総数は昭和三九年二月一日現在四、〇三六戸を数えている。このうち耕作農家三、七五四戸、例外規定の農家二八二戸である。(ここで耕作農家とは、農業を営む世帯で経営耕地面積五アール以上のもので、例外規定の農家とは、経営耕地が五アール未満でも過去一年間の農産物販売額が二万円

以上のものをいう)

そこでこの農家の区別分布をみると

二二区中農家の存在している区は一七
区で、このうち六区は例外規定の農家のみ存在する区である。農家の存在し
ない区は、中心部の東・西・南・北の

四区と浪速区である。

農家がもとも多い区は、東住吉区
で一、六九一戸（全市総農家数の四一・

九パーセントに相当）、ついで東淀川区

七四九戸（同一八・六パーセント）、城東

区六〇六戸（同一五・〇パーセント）住

吉区五一戸（一二・七パーセント）生

野区二六四戸（六・五パーセント）とつ

づき、以上五区で全市農家の九四・七

(注) 昭和32年以前の耕地面積については、1畝を約1アールとして表わす。
資料：大阪市統計書および大阪市統計時報

経営耕地面積広狭別調

年別	総 数		広 狹 別					例外農家
	戸数	面 積	30a未満	30~50a未満	50~1ha未満	1~1.5ha未満	1.5ha以上	
農業	23	108	2,233	80	21	7		16
	25	139	2,302	95	21	7		
	27	91	1,664	66	18	2		
	32	94	1,832	44	15	7	1	
	33	80	1,833	33	14	11	1	
	34	79	1,902	31	15	12		
	35	76	1,670	35	15	9		
	36	68	1,509	31	14	8		
	37	62	1,339	33	11	7		
	38	56	1,192	30	12	4		

(注) 例外農家とは、土地を耕作しないものまたは5a未満の農家で、27年以前
は1年間の販売額1万円以上、32年以後は2万円以上のものである。

資料：大阪市統計書

戰後農業の推移(西成区)

年	農 家 数			農 家 人 口	經営耕地面積			備 考
	総数	専業	兼業		総数	田	畠	
昭和27	戸 91	戸 61	戸 30	人 471	アール 1,664	アール 149	アール 1,515	
28	89	41	48	435	1,628	141	1,487	
29	83	25	58	421	1,444	116	1,328	
30	81	28	53	375	1,431	112	1,319	
31	82	15	67	403	1,311	138	1,173	
32	94	39	55		1,832	238	1,594	
33	80	15	65	414	1,833	219	1,614	
34	79	32	47	402	1,902	300	1,603	
35	76	34	42	377	1,670	255	1,404	
36	68	15	53	331	1,509	269	1,240	
37	62	26	36	298	1,339	227	1,112	
38	56	15	41	277	1,192	236	956	

の七一戸（一・八パーセント）について五六戸（一・四パーセント）で以下西淀川・東成・都島・阿倍野の順である。

専業・兼業の別をみると、専業農家は八六三戸（農家総数の二一・四パーセント）に対しても兼業農家は三、一七三戸（七八・六パーセント）で専業農家数の約三・七倍と大部を占めている。さらにこれを農業を主とする第一種兼業農家と、農業を從とする第二種兼業農家の別に分類すると、第一種は七五八戸で農家総数の一八・八パーセント、兼業農家の二三・九パーセントを占め、第二種は二、四一五戸で農家総数の五九・八パーセント兼業農家数の七六・一パーセントである。当区の農家を同様専業・兼業の別にみると、五六戸中専業一五戸、第一種兼業一七戸、第二種二四戸とな

つてゐる。

さらに經營耕地面積の広狭別に農家数をみると、三〇アール未満の農家は二、〇五二戸（総数の五〇・九パーセント）でもつとも多く、三〇アール以上五〇アール未満が八八四戸（二二・九パーセント）五〇以上七〇未満四八一戸（一一・九パーセント）七〇以上一ヘクタール未満二五一戸（六・二パーセント）一ヘクタール以上八六戸（二・一パーセント）と規模が大きくなるにつれて急激に少なくなつてゐる。このほか例外規定の二八二戸がある。当区についてみると、三〇アール未満農家三〇、三〇以上五〇未満一二、五〇以上七〇未満三、七〇以上一ヘクタール未満一であり、このほか例外規定農家一〇がある。

農家人口

農家人口を世帯員についてみると、常住世帯員総数は二一、三五八人で、男一〇、六四二人（四九・八パーセント）女一〇、七一六人（五〇・二パーセント）と女の方が若干多く、一戸あたり平均世帯員は五・三人で全市平均四・一人よりかなり高くなつてゐることがわかる。また世帯員総数のうち農業に従事する者は九、七九四人（四五・九パーセント）で一戸平均五・三人のうち二・四人が農業に従事し、さらにそのうちの一人が農業に専従していることになる。

当区の常住世帯員数は二七七人で、うち男一三六人（総数の四九・一パーセント）女一四一人、農業専従者は六一人でその年令構成をみると、六〇才以上が二一人、五〇才以上六〇才未満が一七人と高令者がその半数以上を占め、二〇才から三九才未満は僅か一四名である。

面經營耕地
耕地の区分別

つぎに市内の經營耕地面積は、総数二二四、五七三アールで、その内訳は田九九、八五〇アール（総数の八〇・二パーセント）、畑二四、六七一アール（一九・八パーセント）、樹園地五一アールである。これに対し当区の經營耕地面積は一、一九二アールでその内訳は田二三六アール、畑九五六アールで樹園地はない。

かくて今日耕地の区別分布をみると、東住吉区が五五、二三四アールで、耕地総面積の四四・三パーセントを占めて首位、ついで住吉区二〇、〇七八アール（一六・一パーセント）、東淀川区一九、四五二アール（一五・六パーセント）、城東区一七、二九一アール（一三・九パーセント）、生野区七、八五九アール（六・三パーセント）とつづき、以上の五区で全体の九六・三パーセントに達し、農家数と同じく本市の南部・東部・北部の周辺部に偏在している状態である。

またこれを地目別みると、田率では東住吉区が四九・二パーセントで全市の約半数を占め、以下東淀川区一六・八パーセント、城東区一六・四パーセント、住吉区七・九パーセント、生野区六・八パーセントの順となつてゐる。これに対し畑率では住吉区が四九・六パーセントと圧倒的に高くて首位を占め、ついで東住吉区二四・七パーセント、東淀川区一〇・七パーセントとつづいてゐる。農家一戸あたりの耕地面積は、東住吉区三二・七アール、東淀川区二六・〇アール、住吉区三九・三アール、城東区二八・五アール、生野区二九・八アールで本市平均耕地面積は三〇・九アールである。これに対し当区の一戸あたり耕地面積は、例外規定農家を除いて二五・九アールである。

収穫面積

畜産業

他方一方年の収穫面積は、市においては延一五五、〇八三アールで耕地利用率は一二四・五パーセントとなつてゐる。そしてその主なものは、水稻九一、九七六アール（全体の五九・三パーセント）で、以下にんじん・ねぎ・ほうれんそうといずれも五、〇〇〇ないし六、〇〇〇アールでつづき、これを当区についてみると、水稻一二八アール、にんじん一五七アール、ねぎ一二七アール、白菜二四八アール、ほうれんそう四四五アールとなつてゐる。

今後の農業
経営方針

つぎに畜産業の面では環境衛生上の制約から、これも市外に転出するものが多く、逐年減少する傾向にあるが、現在大阪市の乳用牛は六二農家で一、一一〇頭飼養し、うち当区は三戸で五九頭、役内用牛は全市で七六農家で一二五頭、うち当区は一農家で二頭となつており、豚は全市七〇戸で三、四二七頭、うち当区七戸で二九一頭である。このほかにわとりを全市で五一七戸、九四一、一一五羽、あひるを一四戸一三、八三五羽飼養しているが、これは現在当区には無い。

そこで今後の農業経営方針について農家が回答したところによると、全市としては、「現在のままでゆく」とするのが七五・四パーセントを占め、「農業をやめたい」と考へてゐる農家が一二・五パーセント、「経営規模を縮少する」農家は八・二パーセントで、「農業を拡大充実する」というのは僅か三・九パーセントである。当地では「現在のまま」が約半数で、他は「農業をやめたい」または「縮少する」というもので、その理由としては「人手不足」「農業収入が少い」「老令のため」などを理由としている。

農業委員会と木津川土地改良区

西成区農業委員会

西成区農業委員会は、昭和二六年八月一九日にそれまでの農地委員会を継承したもので、農地委員会は、農業生産力の維持と増進を図るために農地を持たない農民に農地を開拓して自作農を創設し、農民の地位の安定と健全な農村を建設するために昭和一三年四月二日法律第六七号をもつて公布された農地調整法により、昭和二一年一二月二四日から実務についていたもので、農地の買取と売渡計画およびこれに附帶する諸手続きに関する事項を処理し、本区内の農業生産計画ならびに供出割当を担当していた農業調整委員会と共に、前記農業委員会にその業務を引継いだ。農業委員会の目的を二六年三月三一日公布の農業委員会法にみると、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り農民の地位向上に寄与することとなつてゐる。

農地委員会當時取扱つた農地買取と売渡しは、主として津守・桜井町方面の耕作地が取扱われ、その買取地主は一人、買取面積は一二町八反四畝二六歩で、これら買取地は七三人の耕作者に即時売渡された。なお当区農地委員会は、西・港・大正・浪速の四区に関する業務も取扱つてゐた。

現在農業委員会には一〇人の委員と三人の選任委員があり、区役所市民課に事務局を置いてゐる。木津川土地改良区は、昭和二六年五月三一口設立されたもので、改良地区は、当区桜井町と津守町の一部および住吉区北加賀屋町で、灌漑排水事業（施設の維持管理）を行なつものである。十三間堀川

の引水によつて灌漑を行ない地区内の揚水機で木津川に放流する施設（ポンプ・水路・桶管）を管理するが、近時付近の住宅地発展に伴い汚水の流入激しく、豪雨時の被害も多い。このため北の堤塘道路に設けた排水暗渠によつて地区外へ排水するようになつてゐる。

地区別の地積は、西成区側、田一四三反九一八、畠五六反七〇六、計二〇〇反六二四、住吉区側、田九反六一〇、畠二反七〇〇、計一二反三一〇であり、組合員数は西成区三六名、住吉区四三名からなり、非常勤の理事長、理事、監事を置いてゐる。

このほかに、西成区農業技術委員会があり、一四名の役員で構成し、区役所市民課に事務所を置いている。

ハ 農産物の沿革

古来の名産

土地は、砂地であり津守の水田のほかはおおむね畠地である。農産物としては、元禄一四年（一七〇一）に書かれた「攝陽群談」卷十六名物土産として「蘿蔔」——今宮東西の田圃に作り市店に運送する。茎葉青して根大に生じて色濃赤し、味甘く匂馨く世多求之」とあり、また「勝間木綿」——西成郡勝間村にあり当初の女工織之。所々の市店に出す。糸綿を選んで絹の如く、渡広く長足で世俗の所好也」と記されている。

また「攝津名所図会大成」卷之八には、「名産胡蘿蔔^{にんじん}——本津村より出るもの色うるわしく味ひ美

人参栽培

なり。尤勝村難波今宮勝間にも多く出せり皆これに類す」とある。このほかに当時の名産としては、勝間新家（天下茶屋）の白なすがあり近隣には難波のねぎ、瓜生野（遠里小野）の大根、天王寺のかぶらなどがみられる。

人参は現在も津守方面の畠作物として栽培されているが、量は少なく、住吉区加賀屋方面に主力は移つてゐる。しかし金時人参の生命たる色と味は種子採取に多年の工夫があり、住吉産のものは到底その域に達し得ないといわれる。その特色は前述の如く色は深紅で形体光沢大且つ美、熟煮しても形くづれしないという。また、歯ざわり佳良で大正末期にはその種子の移出が年十数石にも上つたといふ。

木棉栽培

棉作りは、外棉の輸入され始めた明治十二、三年頃までは極めてさかんで勝間村は全村あげて棉作りにはげみ棉作地の模範村とされ、勝間村の棉花相場は関西の市場を支配し、勝間と並んで西の棉作の中心地であった広島へ手旗でその状況を伝えたということである。しかし、明治中期外棉に押され次第に蔬菜の栽培へと移行し、玉出方面の農作物は明治二三年に開設された私設の玉出西聯合市場および同三六年開設の玉出東聯合市場で売買されるようになつた。この西市場のあった近くに現在玉出青果市場があり、青果を集荷卸売している。この東・西聯合市場へは当区周辺のみならず泉南・泉州方面からも青果の入荷があつたという。それ以前は、勝間街道を通つて大阪の天満市場まで運んだが、余りにも遠いため南部諸村の人達は禁を犯して難波村北端で立ち売りし、化文六年（一八〇六）に

青物市場

なつて大根、菜類、人参、ねぎ、なす、冬瓜、南瓜、西瓜、若ごぼう、わけぎ、かぶら、芋類、白瓜の十三品に限り立ち売りが許され、木津難波市場が出来た。この市場へは津守村からも舟で青物を運んだと思われる。これより先、寛政年間には勝間村西端十三間堀川近くに土地の百姓市場が出来、元市といわれた。

灌漑は、いずれも主として井戸水によつたが、一部に池があり皿池もその一つで、現在区役所所在地の西皿池町、東皿池町の地名としてその名残りをとどめている。

第三章 商業

当区の商業

商業の上では、全市第一の人口稠密地であり、交通至便である関係から各地区に殷盛な商店街・市場などが発達し、全市での商業的地位は高く、商店数をみても北・南・生野・東・東淀川の五区について第六位を占めている。商業は工業・農業と異なり都心部への集中度合が極めて高いが、中間区の地位からみて当区の繁盛さをよく物語つているものである。

いま当区の商業の概況を昭和三九年七月一日現在で実施された商業統計調査の結果を少しく詳細に記述してみると、まず卸売業・小売業を含めた全般的概況としては、当区の商店数は、五、三九三店、當時従業者数一万八、八一三人、年間商品販売額では六七二億四、七七七万円を数えている。この数字は各区比較において商店数は前述の通り二二区中第六位であるが、従業者数は東淀川区について第一〇位、年間商品販売額は阿倍野区について第一一位となっている。さらにこれを卸売・小売の別およびそれぞれの業種別にみると、卸売業では本市においては全市の六八・一パーセントに相当する商店が、東・北・南・西の四区と福島・浪速の兩区に集中し、當時従業者数では以上六区で全市の八四・一パーセント、年間商品販売額では実に九五・二パーセントを占めている。その結果当区卸売業商店数五四四店は全市の二・四パーセント、當時従業者数四六三一人は一・二パーセント、年間商

卸売業